

## NOMURA MANAGEMENT NEWS ...

中途退職で年末調整を受けていないときは?

NO.299(R4.10) 税理士 野村 正雄 TEL 075-211-1888

https://www.nomura-kaikei.biz/

 私は会社員(給与所得者)です。都合で今年の10月に退職して年末まで再就職しません。 年末調整を受けていませんが、確定申告をするほうがよいでしょうか。確定申告すると住民税もか かりますか?

A 会社員や公務員等(給与所得者)の所得税は、毎月の給料や賞与から天引きで源泉徴収されます。 この源泉徴収は概算の所得税で毎月差し引かれており、年末調整で1年分の正しい所得税に精算します。

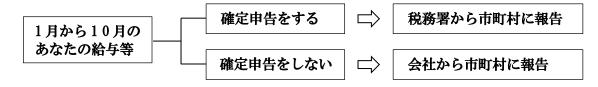
## ▶ 中途退職者の年末調整

退職した年に他の会社に勤務した場合は、その年の年末において新しい会社で前の会社の分の給与なども含めて一年間(1月1日~12月31日)の給与等の年末調整することになっています。 しかし、年の途中で退職して再就職しないときは、年末調整が受けられませんから退職した会社からもらった源泉徴収票を用意して、税務署に確定申告をすれば納めすぎの分が戻ってきます。

- ※ 1. 給与所得者の場合、通常5年前までさかのぼって確定申告ができます。
  - 2. 平成31年4月1日以後に提出する確定申告等は、源泉徴収票の添付または提示が不要となりました。

## ▶ 給与所得者の住民税

1月から10月までのあなたの給与等の金額などは、次のように勤務先から給与支払報告書が市町村 に報告されますので、確定申告をしてもしなくても住民税は課税されます。 なお、納税通知書は原則として翌年の5月頃に市町村から住所地に送付されます。



- ※ 確定申告をすることにより、生命保険料控除や医療費控除等の諸控除の適用が受けられますので、所得税 そして住民税の負担は軽くなります。よって、税務署から所得税の還付を受けることが可能となります。
- ▶ 扶養控除の適用(所得要件 ・・・ 所得金額48万円以下)

なお、あなたの去年1年間の給与の収入金額(税引前)が103万円以下でしたら、所得金額が48万円以下となりますので、父親などの扶養親族となることができます。又は、結婚されていれば夫(又は妻)の配偶者控除の適用を受けることができます。

※ 所得金額の計算 ・・・ 103 万円(収入金額) - 55 万円(給与所得控除額) = 48 万円(所得金額) なお、給与所得控除額は収入金額などの金額により増減します。(最低 55 万円)

(ワンポイントアドバイス) 退職して年末調整を

受けていないときは翌年に確定申告を!

※ 令和4年10月現在の税制に基づいています。今後に税制改正があった場合内容が変わります。